

# 芦別市妊産婦安心出産支援事業のご案内

本市では妊産婦の方を対象として、市外の産科医療機関へ『妊婦一般健康診査の受診』及び『出産』時の通院に係る交通費を補助し、安心して子どもを産むことができる環境づくりの推進を目的とした「芦別市妊産婦安心出産支援事業」を実施しています。

## ◆ 補助対象者について

本市又は転入前の市町村において妊娠の届出をし、母子健康手帳の交付を受けている妊産婦の方で、『妊婦一般健康診査の受診日』又は『出産日』において本市に住民登録のある方が対象となります。

## ◆ 補助内容について

市外の産科医療機関での『妊婦一般健康診査の受診』及び『出産』時の通院に要した交通費の一部を補助します。

※ 市外の産科医療機関は、自宅から20kmを超える地域にある産科医療機関に限ります。ただし、里帰り先から対象となる産科医療機関へ通院した場合は対象外です（本市の自宅から通院した場合に限る）。

## ◆ 補助金額と回数について

補助金額は通院回数（往復）に、JR運賃を基準とした単価を乗じた額の3分の2となります。補助回数及び基準となるJR運賃は次のとおりです。

- |                 |     |       |
|-----------------|-----|-------|
| ① 妊婦一般健康診査に係る通院 | 14回 |       |
| ② 出産に係る通院       | 1回  | 計 15回 |

（参考）芦別駅を起点とした場合

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| ・富良野          | 片道640円×2（往復）の3分の2×回数分 |
| ・滝川           | 片道640円×2（往復）の3分の2×回数分 |
| ・砂川           | 片道715円×2（往復）の3分の2×回数分 |
| ・その他（旭川や札幌など） | 片道715円×2（往復）の3分の2×回数分 |

※ 実際は、自宅の最寄りの駅からの計算となります。

※ 通院時の実際の交通手段（バス、自家用車等）は問いません。よって、どの交通手段で通院してもJR運賃が基準となります。

※ 砂川、旭川、札幌等にある産科医療機関に通院した場合の片道交通費は、上限額715円が適用となります。

## ◆ 申請手続について

次の3つを準備して市健康推進係（4番窓口）までお越し下さい。

- ① 芦別市妊産婦安心出産支援事業費補助金交付申請書
- ② 母子健康手帳
- ③ 印鑑（認印可）

※ 申請書は、市健康推進課の窓口に用意してあるほか、市ホームページからダウンロードすることも可能です。

※ 妊産婦ご本人以外の方が申請手続をされる場合は、委任状の記入が必要となります。記入方法など事前にご相談ください。

## ◆ その他

※ 手続は、最後の妊婦一般健康診査の受診日又は出産日から2ヶ月以内に忘れず申請してください。

※ 申請の際には支払いを証明する書類（領収書等）は必要ありません。

※ その他、不明な点がある場合は下記までご連絡ください。

### 【問い合わせ先】

芦別市役所健康推進課健康推進係（4番窓口）

TEL：0124-22-2111

URL：<http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/>

↑↑ こちらから申請書をダウンロードできます！

検索

芦別市 妊産婦